

# 令和元年10月から 幼児教育の無償化が始まりました

## 入園料・保育料

月額2万5,700円まで無償

満3歳から5歳児（小学校就前）までの児童が対象となります。

入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。

※給食費や通園費等は対象外。

※国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償。

(利用料のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数

## 預かり保育

月額1万1,300円まで無償

共働き世帯の児童など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの児童が対象となります。

利用日数に応じて月額の上限額は変動です。（450円×利用日数）

(利用料のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保施設等の利用が無償化の対象。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

**利用給付認定申請書の提出が必要**です。

認定申請書に必要事項を記入の上、下記までご提出ください。

(問合せ先)

七尾市健康福祉部子育て支援課

TEL：0767-53-8419